

## 第 54 回 大阪市廃棄物減量等推進審議会

平成 26 年 2 月 6 日 (木)

大阪市環境局 第 1・2 会議室

開会 午後1時30分

○森井企画課長代理

定刻となりましたので、ただいまから第54回大阪市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。私は司会進行をさせていただきます、環境局総務部企画課長代理の森井でございます。どうぞよろしく願いいたします。

はじめに、傍聴者の皆様をお願いいたします。お配りいたしております傍聴要領に従っていただきまして傍聴くださいますよう、お願いいたします。

本日は、取材等を行う報道機関はございません。傍聴の方は、私語、雑談は議事進行の妨げになるので謹んでくださいますようお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードにしてください。指示に従わない場合はご退室いただく場合がございますので、円滑な審議会の運営にご協力をよろしくお願いいたします。

本日の会議の内容につきましては、後日、大阪市のホームページにも掲載させていただきます。

本日の出席状況でございますが、委員数14名のところ、12名のご出席をいただいております。お手元の資料、大阪市廃棄物減量等推進審議会規則第5条第2項に規定します、半数以上のご出席をいただいておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告させていただきます。

次に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。ご確認をお願いいたします。

(配布資料確認)

○森井企画課長代理

本日の審議会は、昨年、委員改選を行って以来初めての開催となりますので、ご出席の委員の皆様をご紹介します。なお、恐れ入りますが、時間の関係もございますので、私のほうからご紹介させていただきます。

(出席委員紹介)

○森井企画課長代理

なお、神戸山手大学現代社会学部総合社会学科教授の中野委員、関西学院大学経済学部教授の東田委員におかれましては、本日ご欠席されております。

引き続きまして、大阪市側の出席者を紹介させていただきます。

(大阪市側出席者紹介)

○森井企画課長代理

ここで、大阪市を代表いたしまして、山本環境局長からご挨拶申し上げます。

○山本環境局長

廃棄物減量等推進審議会の開会にあたりまして、ひとことご挨拶申し上げます。

委員の皆様方には非常に多忙な中ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。また、平素から本市の環境行政に何かとご協力、ご支援賜りまして、この場をお借りいたしまして御礼を申し上げます。

本審議会は、本市のごみ減量施策にさまざまな見地からご意見をいただくということで設置しております。これまでもさまざまなご提言をいただいておりますが、ごみ減量の推進に向けて、引き続きご検討賜りますようお願いいたします。

さて、本市では平成27年度のごみの処理量を100万トン以下にするという減量目標を定め、市民、事業者の皆様方と連携してさまざまな減量施策に取り組んでおりますが、新たな施策といたしまして、昨年10月からは古紙・衣類分別収集の全市実施を行い、また、資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止などの施策を推進しているところでございます。

こうした施策によりまして、昨年10月から12月までのごみ量は、速報値ではございますけれども、家庭系の普通ごみが昨年の同時期に比べまして約20%、事業系のごみ量につきましても約15%減ってきております。本市といたしましては、引き続き紙ごみ対策をはじめといたしますごみの減量・リサイクルのこういった施策に取り組ましまして、減量目標の達成を図ってまいりたいと考えております。

本日の審議会では、本市のごみ処理量の推移ですとか、また、こうした施策の状況などにつきましてご報告させていただきますので、委員の皆様方におかれましては、今後の減量施策の推進に向け、貴重なご意見を賜りますようお願いを申し上げ、簡単ではございますが開会にあたりましての私のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○森井企画課長代理

それでは、議事に移らせていただきます。

先ほど申し上げましたように、本日の審議会は、委員改選後、初めての審議会となりますので、会長、副会長の選出をいただきたいと存じます。会長・副会長の選出方法につきましては、審議会規則第2条におきまして、『審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により

これを定める。』とされております。

まず、会長をご選出いただきたいと存じます。委員の皆様、いかがさせていただきましたでしょうか。

○田村委員

これまで副会長もやっていただいている、この審議会の進行のことをよくご存知の貫上先生がご適任ではないかと思えます。

○森井企画課長代理

貫上委員をご推薦の声がございます。

《 「異議なし」 の声 》

○森井企画課長代理

貫上委員、いかがでしょうか。

○貫上委員

はい、了解しました。

○森井企画課長代理

ありがとうございます。それでは、貫上委員に会長をお願いしたいと存じます。貫上会長、前の会長席へお移りいただき、ひとことご挨拶をお願いいたします。

○貫上会長

あらためまして、大阪市立大学の貫上でございます。ただいま皆様のご推挙によりまして、会長ということで務めさせていただきたいと思えます。先ほど、田村委員のほうからお話がありましたように、この2年間ほど、前職の、武田前会長の横で、副会長といいながら、ほとんど何もできてなくてですね。会議のほう、拝見させていただいたことはあるんですけども、武田先生、きちっとやっておられたのを見ているだけで、同じようなかたちのことができるかどうか、はなはだちょっと、心もとないところがございますけれども、皆様方のいろいろなご支援いただきまして、なんとかうまく皆様方のご意見を吸い上げられるような会にしたいと思っています。ご協力のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○森井企画課長代理

ありがとうございます。続きまして、副会長の選任に移りたいと存じます。貫上会長、いかがいたしましょうか。

○貫上会長

はい。副会長は、よろしければ、やっぱりごみのことをよくご存知の花嶋先生にお願ひで

きたらありがたいなと思うのですが、皆様方いかがでしょうか。

《 「異議なし」の声 》

○貫上会長

花嶋先生、いかがでしょうか。

○花嶋委員

わかりました。

○森井企画課長代理

ありがとうございます。花嶋副会長、前の席へお願いいたします。花嶋副会長、ひとことお願いいたします。

○花嶋副会長

花嶋でございます。私こそ何もできませんが、でも、皆様のご意見をしっかり受け止めたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○森井企画課長代理

ありがとうございました。それでは、以降の議事につきましては、貫上会長にお願いしたいと存じます。貫上会長、よろしくお願いいたします。

○貫上会長

はい、了解いたしました。それでは、今日、ご用意いただいております議題のほうに移りたいと思います。議題のほうは「大阪市のごみ減量施策等について」ということで、お手元の横長になっている資料があるかと思っておりますので、こちらと、参考資料も含めまして、事務局のほうからご説明のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○馬越企画課長

はい。あらためまして、審議会事務局を担当しております環境局企画課長の馬越でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、委員改選後の最初の審議会ということでございますので、大阪市における一般廃棄物処理の状況ですとか、ごみの減量目標、現在取り組んでおります施策の状況、それから、更なるごみ減量をめざして検討を進めております施策などにつきまして、全般的に説明させていただきまして、その後、ご意見等をいただいきたいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、第54回審議会資料となっております資料、表紙をめくっていただきまして、まず1ページをご覧いただきたいと思ひます。

1 ページ、こちらでは「一般廃棄物の処理について」ということで、タイトルを書かせていただいておりますけれども、私ども市町村が行っております廃棄物処理につきまして、まず、説明させていただきます。

市町村では、このページにございますように「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」という法律にもとづきまして廃棄物処理を行っているわけなんですけれども、この法律、廃棄物についていろいろ定めておりまして、下段のほうご覧いただきたいんですけれども、まず産業廃棄物について定めております。この「産業廃棄物」につきましては、例えば、事業活動に伴って生じた廃プラスチック類といったようなかたちで法令の中で具体的に定められておりまして、こうした産業廃棄物につきましては、事業者が自ら処理しなければならないということが法律の中でも定められております。

そして、上のほうへ移っていただきまして、産業廃棄物に該当しない物が「一般廃棄物」ということになりまして、こちらの「一般廃棄物」につきましては、市町村がその処理について統括的な責任を有するとされております。

この「一般廃棄物」といいますのは、家庭系の一般廃棄物、これは例えば、家庭の台所から出ます厨芥類などといったようなものですが、そういった家庭系の一般廃棄物と、事業系の一般廃棄物、こちらは例えば飲食店から出ます調理物というようなものが該当するんですけれども、そのように分かれておりまして、法律では事業系の一般廃棄物は、事業者が自らの責任で適正に処理するというにされてはおりますけれども、市町村の処理事業に処理を委託できる、ともされております。

こうしたことから、大阪市の一般廃棄物処理といいますのは、この 1 ページで色のつきました部分、家庭系の一般廃棄物と事業系の一般廃棄物というのを対象としておりまして、この一般廃棄物のことをこれから「ごみ」と呼ばさせていただきますけれども、このごみ処理、現在のところ、基本的には家庭系のごみにつきましては大阪市が直営で収集しまして大阪市の焼却工場に搬入し、焼却処理をする。また、事業系のごみにつきましては許可を取った業者が収集しまして大阪市の焼却工場に搬入し、手数料を支払っていただきまして本市が処理する、そういったかたちでごみ処理を進めているところでございます。

2 ページへ移っていただきたいと思っております。こちらが「大阪市のごみ処理量の推移」を示したものでございます。上段の左端からご覧いただきたいんですけれども、大阪市では平成 3 年度がごみ処理量のピークでございまして、この年度のごみ処理量は約 217 万トンでございました。それ以降、この下のほうに書いておりますように、さまざまな減量施策に取り組ん

できておりました、ごみ処理量の棒グラフのすぐ下にございますように、資源ごみ収集ですとか容器包装プラスチック収集など分別施策の実施ですとか、ごみの排出にあたっては「中身の見えるごみ袋」、これは透明とか半透明のごみ袋でございますけれども、そういった袋を使用させていただき制度の導入、更には下段の左のほうにございますように、特定建築物、これは大規模な事業所と考えていただいたら結構なんですけれども、そちらへの減量計画書の提出を条例で義務付ける、そういったごみ減量の指導。更には、下段の右のほうへ移っていただきまして、焼却工場におけます搬入物検査の実施など、さまざまな施策に取り組んできておりました、こういった施策の成果もございまして、ごみの処理量は徐々に減ってきているところでございます。

直近の状況でいいますと、一番右の平成24年度のごみ処理量、昨年度でございますが、焼却処理量でございますけれども、24年度につきましては4月にごみ処理の手数料を改定し、値上げしております、事業系ごみが減ったことなどに伴いまして、前年度の23年度より3万トンほど減った約112万トンとなっております。ですから、ピーク時と比べてほしい半分くらいまで落ちてきているという状況でございます。

3ページに移っていただきまして、こちらで、「大阪市一般廃棄物処理基本計画」の概要について説明させていただきます。

先ほども少し触れさせていただきました「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、市町村はその区域の一般廃棄物の処理に関する計画を定めて、その計画に従ってごみ処理を行わなければならないとされております。また、その計画では、ごみ処理量の目標ですとか、減量施策などを定めるということになっておりまして、大阪市でも昨年の3月にそれまでの計画を改定いたしまして、現在、この改定した計画に沿って減量施策を進めているところでございます。

この計画について説明させていただきますと、まず目標といたしましてはこのページにございますように、平成27年度のごみ処理量、焼却処理量を100万トン以下にすることを目標としております。

それから、安全で安定したごみ処理体制を維持していく上では、長期的なごみ処理量の見通しが不可欠である、そういったことから平成37年度を目途といたしまして、将来的には90万トンをめざすことも目標としております。

それから、計画期間につきましては、一番下のところでございますように、平成24年度から27年度までを基本としております。

4 ページへ移っていただきまして、こちらで計画の「基本方針と主な取組」ということでまとめさせていただいております。

まず、左側の「基本方針 1 3Rの推進」のところからご覧いただきたいのですが、先ほども申しました、ごみ処理量を 100 万トン以下とする目標の達成をめざしまして、古紙・衣類の分別収集や資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止といった紙ごみ対策を推進することとしておりまして、こうした施策につきましては、既に昨年 10 月から全市で実施しているところでございます。

また、将来的な目標でございます 90 万トンをめざす施策といたしまして、「基本方針 1」の欄の一番下の「更なるごみ減量をめざす施策の検討」というところがございますように、家庭系ごみの有料化などについて検討を進めることにしております。

右側の「基本方針 2 市民・事業者との連携の推進」でございますけれども、家庭系ごみの減量等の推進といたしまして、先ほどの古紙・衣類の分別収集に取り組みますとともに、白い菱形で三つ目のところがございますけれども、普通ごみなどに資源ごみや古紙類など分別対象品目が混入していた場合には、収集をせずにシールを貼りまして、適正な分別の上でそれぞれの収集日に出していただくよう啓発を行う「残置」を昨年 10 月から全市で取り組んでいるところでございます。

それからその下の黒四角でございますけれども、事業系ごみの減量等の推進といたしましては、これまでも事業系廃棄物の適正区分・適正処理のため、焼却工場に搬入されるごみの展開検査を行ってまいりましたけれども、昨年 10 月からの資源化可能な紙類の搬入禁止を受けまして、こうした紙類についても検査対象とするなど、検査強化を図っているところでございます。

5 ページへ移っていただきまして、左の「基本方針 3 民間化・広域化の推進」でございます。大阪市では、これまで家庭系のごみの収集は大部分が直営で、また、焼却工場におけますごみ処理につきましても直営で実施してまいりましたけれども、より効率的なごみ処理体制の構築などに向けまして、現在、経営形態の見直し作業を進めているところでございます。家庭系ごみの収集事業につきましては民間化の取り組みを、ごみ焼却処理事業につきましては八尾市・松原市との一部事務組合の設立によります広域化の取り組みを進めているところでございます。

次に真ん中の「基本方針 4 適正処理の推進」でございますけれども、ごみを適正に処理する体制を維持しながら、ごみ減量の進捗にあわせまして、焼却工場の数を減らすことにして

おります。この計画を策定いたしました時には9工場体制でありましたものを、最終的には6工場稼働体制にすることにしております。6工場稼働体制といいますのは、ごみ処理を実際に行っている工場が6箇所ございまして、安定した処理体制を確保しながら老朽化した焼却工場を順に建て替えていくものでございます。

工場数の削減の進捗状況でございますけれども、ごみ量の減少にあわせまして、昨年3月末には森之宮工場を廃止して8工場体制となっております、更には今年の3月末で大正工場を停止する予定でございます、これで7工場体制ということになります。

それから最後の「基本方針5 環境への配慮」でございますが、焼却工場でのごみ処理に伴う環境負荷の低減を進めますとともに、ごみ焼却余熱を利用しました発電を推進することにしております。ごみの焼却余熱での発電につきましては、平成24年度には約4億8千万キロワット、13万4千軒の家庭が1年間に消費する量に相当する電力を発電しておりますけれども、昨今の電力需給の逼迫などを受けまして、一層の発電の推進を図ることになっております。

なお、この計画の進捗状況につきましては、本日参考資料で、この「進捗状況」というブルーの冊子をお配りさせていただいておりますけれども、こちらにも計画の内容とあわせてまとめておりますので、お時間ございます時にご覧いただければ幸いです。

以上が、大阪市のごみ処理状況等でございますけれども、会長、ここで一旦切りまして、質問等ございましたらお受けしたいと思います。

○貫上会長

はい。わかりました。ありがとうございました。

それでは、今、馬越課長からお話があったように、現状の5ページ目までの範囲で、大阪市のごみ処理の現状ということで資料等についてのご質問とか追加の説明等、わかりにくいところがありましたらお出しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○吉永委員

よろしいですか。

○貫上会長

はい、どうぞ。

○吉永委員

2ページ目ですか、ごみの推移というところなんですけれども、これは例えば資源ごみ収集とかっていうことになって、缶・びん・ペットボトル等が出てきてますけど、結局この表

では、前年まではこの缶・びんがこのごみの中に入っていたけど、平成6年からはこれがリサイクルされるのでごみとしては扱ってないというふうに見たらよろしいですか。

○馬越企画課長

そうですね、おっしゃるとおりです。これは最終の焼却とかの処理量ですので、そういう資源化されたものは除いているわけですね。ですから、処理量とは別に収集量っていうものもあるんですけども、収集量の方ではそういうふうなりサイクルにまわるものも、例えばペットボトルが何トンとか、紙が何トンとか、上がってくるわけなんです。

○吉永委員

そっちのほうはどうなんですか。

○馬越企画課長

そっちのほうはですね、収集量ということで、また別の集計をやっておりまして。それはちょっと本日の資料には載ってないんですけど、先ほど申しました、この青い冊子の3ページの上のほう、「平成24年度のごみ処理状況」というところに、ここに例えば左上のほう、家庭系ごみのところに「普通ごみ」とか「粗大ごみ」とかこういうふうに書いておられますけれども、その下、「資源ごみ」、缶とかペットボトルとかで2万5千トンとか、「容器包装プラスチック」1万9千トンとか、こういうものにつきましてはリサイクルされてますので、収集はしているんですけども、右のほうの「焼却処理」というところに入ってないことになるわけですね。

ですから、毎年収集量ももちろん集計はしているんですけども、ごみ処理量ということでは、焼却処理とかやりました量ということでまとめさせていただいておりますので、この審議会資料の2ページの表も、そういう観点で最終の処理量ということでまとめております。

○貫上会長

よろしいでしょうか。

○吉永委員

はい。あの、わかったんですけど、結局それを目標値とするということなんですね。本来のごみというか。

○馬越企画課長

そうですね。この焼却処理量を27年度100万トン以下にする、そういうことを今、最大の目標に取り組んでおります。

○吉永委員

はい、わかりました。

○貫上会長

ほか、いかがでしょうか。

○秋山委員

簡単な質問ですけど、先ほど 23 年と 24 年で 3 万トンぐらい減ったということなんですけども、25 年度ですね、まだ着地はしていませんけれど、見込みではどのぐらい減りそうな状況なんですか。

○馬越企画課長

それは、後段でまたご説明させていただきたいと思います。

○貫上会長

ほか、いかがでしょうか。

○花嶋副会長

すいません。先ほどと同じ 3 ページのごみ量のところなんですけれども、「環境系ごみ」っていうのが、ピーク時に比べると 3 分の 1、4 分の 1 近く減ってるんですね。この一番上の部分が。これは何か対策を打たれたんでしょうか。それとも、市民の方がごみを捨てなくなったんでしょうか。この辺、ちょっとお聞かせ下さい。

○金箱事業管理課長

「環境系ごみ」につきましては、美化運動とかもやってるのは事実でございます。ただ、やはり一番大きいのは、真ん中に書いてある「不法投棄ごみ」、こういうものが大阪市内でもまだまだありますけども、右肩下がりで非常に減ってきているのが事実でございますので、そういうことも関係しているかなと思います。

○貫上会長

今のご説明はこの青いほうの冊子ですね。青いほうの冊子の 3 ページをご覧くださいまして、この 3 ページ目の上のところに「24 年度のごみ処理状況」とありまして、この中に下の灰色のところに「環境系ごみ 0.8 万トン」とございます。内訳は、そこにありますように「道路清掃」とか「不法投棄」とか「河川清掃」のごみがこれにあたるということで、今の金箱課長のご説明では「不法投棄」のごみが減ってきているという、そういうことでの結果ということで。「道路清掃」とか「河川清掃」はあまり変わってない、量的にも割合的にも少ないということが理由なのかなと思います。

○花嶋副会長

ちょっと、間違えてました。こちらの審議会資料の 2 ページで、ぐっと減ってきているんですよ。何かされたのかなど。上の「環境系ごみ」のところ。

○貫上会長

ああ、これがですね。そうですね。横長のグラフの。

○花嶋副会長

はい。

○金箱事業管理課長

2.6万トンから0.9万トンということですね。すいません。それが今、会長がおっしゃった部分で、もともと 2.6 万トンあったのは、やっぱり「不法投棄」がそれだけ市内にたくさんあったと。それにつきまして、ボランティアの方の協力とかで、捨てるはいけないとか、私どもも看板等で「不法投棄 捨てないでください」とかそういうことを重ねた結果、なんとかここまできているというのが、減少の理由だと思っております。

○花嶋副会長

はい、ありがとうございます。

○貫上会長

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○桑原委員

ごみの本体の質問ではないんですけども、基本方針の 5 のところに「環境負荷の低減」のところがありますが、「大阪市地球温暖化対策実行計画に基づく排出削減」ということなんですけど、基本的にはこれ 2014 年までの計画だったと思ったんですけど、国の温暖化施策ははっきりしませんけれど、その辺が改まって 2014 年までだから、次 2015 年にまた市としてお立てになるのではないかというふうに思ってるんですけど、その削減目標が厳しくなった場合は、このごみの行政の世界でも、もっと CO<sub>2</sub> を減らすようなことをしなきゃならない可能性はあるんでしょうか。で、それは、工場を削減するということですから少なくなるんですけど、例えば収集車のオペレーションをもうちょっと CO<sub>2</sub> を排出しないように運行しなきゃいけないとか、もっと削減が求められる可能性があるのか、可能性があったらどんな施策が考えられるのかというのを、お尋ねしたいと思います。

○馬越企画課長

温暖化の実行計画なんですけど、私、以前携わっておりまして、今の計画が、確か、最終的には 2020 年まではずです。

ただ、平成27年度の目標も、委員おっしゃられたように定めていたというふうに記憶しております。ちょっと期限については、すいません、うろ覚えのところもありますけども、そういう直近の目標と長期的な目標、2段階あったと思います。

それから、CO<sub>2</sub>対策のことなんですけれども、焼却由来のCO<sub>2</sub>といますのは、ほとんどがごみの中に含まれるプラスチック類に由来するものでございまして、CO<sub>2</sub>削減の観点からも、ごみ減量というのが今のところは有効な手であろうということで、そういった対策という面でもごみ減量を進めているところでございます。

それから、委員からおっしゃられましたような収集車とかの対策につきましては、低公害なものへの更新などを順次進めているところでございます。

○桑原委員

ありがとうございます。

○貫上会長

はい、よろしいでしょうか。ほか、いかがでしょうか。

そうしましたら、また次の後半のほうの説明も聞かせていただいて、また、新たに前半も含めて質問がございましたら、また後ほどの時に手を挙げていただきたいと思います。

それでは、後半の説明のほう、よろしく願いいたします。

○馬越企画課長

はい。それでは後半ということで、今年度から実施しております新規施策の状況などについて説明させていただきたいと思います。

先ほどの審議会資料の6ページお聞きいただきたいと思います。先ほどの説明でもごみ処理量100万トン以下とする目標達成のため、古紙などの分別収集ですとか、資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止を実施していると申しましたけれども、この6ページの資料は家庭系ごみや事業系ごみにこうした紙類がどれぐらい含まれているのかということを示したものでございます。

左の円グラフは、平成22年度の家系ごみの組成を示すものなんですけれども、家庭から排出されますごみの中には、この円グラフの下にございますように、11.58%、量にして5.1万トンは新聞や雑誌など資源化可能な紙類でございまして、こうした紙類の80%ぐらいが分別収集されまして、焼却されずに資源化されるということになりますと、大阪市の焼却工場での処理量を4万トン強、減らすことができると考えております。

それから右側の円グラフでございまして、こちらは減量指導とかの対象になってい

ない中小の事業所から排出されます事業系ごみの平成22年度の組成を示すものでございますけれども、こちらにつきましても排出されるごみの21.4%、量にしまして8万3千トンくらいが新聞紙やOA用紙等といたしました資源化可能な紙類でして、こういった紙類は焼却工場への搬入禁止などによりまして80%ぐらいが資源化にまわれれば6.7万トン程度、ごみの焼却処理量を削減できると考えております。

従いまして、家庭系ごみ、事業系ごみ、紙類をリサイクルすることによります減量効果は、この4.1と6.7を足しました11万トン近くになると推定しておりまして、平成24年度のごみ処理量、先ほど112万トンと申しましたけれども、これをこうした紙ごみ対策を中心とした施策によりまして、100万トン以下とすることをめざして取り組みを進めております。

7ページへ移っていただきまして、こちらで紙ごみ対策の具体的内容をお示ししております。

まず、古紙・衣類の分別収集についてでございますけれども、家庭から排出されます古紙や衣類の分別収集を、昨年2月から6行政区で始めまして、昨年の10月からは24行政区の全てで実施しております。分別収集の対象は、資料でございますように、新聞、折込チラシ等々こういった品目でございますして、月2回の頻度で、今、収集を行っているところでございます。

それから、分別収集の市民の方々への周知につきましては、開始前にリーフレットを各家庭に配布しましたり、地域でのご協力もいただきながら説明会を開催するなどしてまいりまして、10月以降、全市実施の後も引き続き周知に努めているところでございます。

それから、このページの下段でございますように、昨年10月からは古紙・衣類の分別収集にあわせまして、先ほど残置等の説明をいたしましたけれども、そういった取り組みについても実施しているところでございます。

8ページに移っていただきまして、こちらで分別収集のこれまでの実績ということでもとめさせていただいております。

上段の表は、昨年2月から9月まで、こちらは6行政区で分別収集を実施していた時の実績をまとめたものでございまして、下段は、10月以降、24行政区全てで分別収集を始めた時のデータ、それをすでにまとまっております12月までまとめております。

上段・下段の表、いずれもこの表の一番下に「計画量に対する割合」という欄がございますけれども、これは古紙類の収集量について、年度当初に計画をしていた量と実際の収集量の比率ということを示しております。

25年度につきましては、家庭から排出されます新聞紙などのだいたい60%が分別収集にまわる、そういったことを目標といたしまして収集計画量を出してございまして、そういったことで上段の表を見ていただきますと、9月まで6行政区でやっていた時には、計画量に対する割合というのがだいたい25%前後ぐらいで推移してきておりますので、目標の4分の1程度の収集量にとどまっていた、そういうことが言えるということでございます。

しかし、下段、全市実施いたしました10月以降の収集実績を見てみますと、市民の方々のご協力も広がってきたと考えてございまして、計画量に対する割合も高くなってきております。50%を超えるような状況にもなってきたとございまして、現在のところ、だいたい目標の半分強の収集量となってきたという状況でございまして、引き続きまして、また市民の方々のご協力をいただきながら、収集量の増を図っていきたくと考えているところでございます。

9ページへ移っていただきまして、こちらで「資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止」ということで説明させていただきます。この施策も、昨年10月から実施しております。

先ほども申しましたけれども、焼却工場では、これまでも事業系廃棄物の搬入物検査を行い、不適物が発見された場合、排出事業者の方々に啓発・指導を行っておりますけれども、昨年10月からは、資源化可能な紙類の搬入が発見された場合にもこうした啓発・指導を行っております。この搬入禁止についての事業者の方々への周知につきましては、一昨年8月以降、さまざまな広報媒体で行ってございまして、現在も引き続き啓発を行っております。

それから、この9ページの3番のところでございますように、少量排出事業者への対応といたしまして、紙類を無料で受け入れていただける事業者を「古紙回収協力店」として登録して大阪市のホームページで紹介したり、少量の紙類を受け入れる回収ボックスを焼却工場に設置する、そういった取り組みなども実施しております。

それから、4番のところでございますように、機密文書などのリサイクルの促進のため、こうした紙類のリサイクルが可能な業者の情報をホームページで紹介するなどの取り組みも実施しております。

10ページへ移っていただきまして、こちらでこうした紙ごみ対策などによりますごみの減量効果ということで、まとめさせていただいております。この表は、昨年25年4月から12月まで、各月におけます家庭系ごみの収集量、それから事業系ごみの搬入量を、前年、24年度ですね、24年の同じ月の収集量と比べて、月別に示したものでございます。

上半分は家庭系ごみについて示してございまして、一番上の「普通ごみ」というのが、これが

焼却対象で、「資源ごみ」、「容器包装プラスチック」、「古紙・衣類」は、これは資源化対象ということで焼却にはまわらない、収集はするけど焼却にはまわらないということになります。まず「普通ごみ」のほうから見ていただきますと、「普通ごみ」は4月から9月までのところですね、それぞれのところ、対前年比と比べて、少し色がついているところがございしますが、ここの段を見ていただきますと、4月から9月まではだいたい前年同月と比べて5%減から2%増、それぐらいの範囲だったものが、10月以降12月まで見ますと、だいたい毎月20%程度の減ということになっております。

それから、「資源ごみ」、「容器包装プラスチック」の収集量につきましては、4月以降、前年同月と比べますとやや増加傾向というような状況できておりましたけれども、特に「容器包装プラスチック」のほう、見ていただきますと、分別収集ですとか、残置を全市実施いたしました10月以降、大きく増加している、そういったところでございます。

これまで「容器包装プラスチック」の分別収集の協力率は、大阪市はだいたい45%程度でこの間推移してきたわけなんですけれども、かなりそれが上がっていると考えているところでございます。

それからその下、「古紙・衣類」でございすけれども、先ほども申しましたとおり、これにつきましても10月以降増えてきているところでございます。

また、この「古紙・衣類」の下のところに、「合計」という欄がございすが、ここは上の「普通ごみ」から「古紙・衣類」までの各月の収集量を合計しまして、前年の同月と比べたものでございまして、こちらも「対前年比」という欄、見ていただきますと、4月から9月まではだいたい4%の減から3%のぐらいの増、そういった範囲だったものが、10月以降で見ますと12%減から14%減というふうになっております。

従いまして、10月以降で見ますと、家庭系ごみの合計量が前年同月と比べて大きく落ちていることとなります。

それから、下の事業系ごみのほう、見ていただきますと、事業系ごみの大部分を占めます「業者収集」というほうを見ていただきたいんですけども、「対前年比」というところ、9月までは前年同月と比べて1%減から5%減くらいでしたが、10月以降は13%減から15%減ぐらいで推移しているところでございます。

それから、11ページに移っていただきまして、ここでは「他都市との比較」ということで、まとめさせていただいております。ホームページで本年度の各月のごみ量を公表しております他都市について、4月以降の各月の家庭系のごみ量、事業系のごみ量を示したものです。

ホームページに出ております数値をそのまま写してまとめますが、ここに横浜市、名古屋市、京都市、神戸市とございますけれども、この4つの都市、この期間に大きな減量効果が出るような新規施策は、特には実施していない状況でございます。それから、経済動向を見ますと、内閣府が行っております地域経済動向の調査でも、25年度についてはこれらの地域で「景気は持ち直し」ですとか、もしくは「ゆるやかに回復」といった結果が出ている中で、各都市のごみの量、家庭系ごみ、事業系ごみとも、微増・微減といったような状況が続いているという状況になっております。

12ページに移っていただきまして、ここでは先ほど申しました4都市に大阪市を加えまして、各都市の家庭系ごみ・事業系ごみの月別の合計量を、前年の同月の量と比べてお示したものでございます。

上段の表は、具体的数値を示してございまして、数値よりも折れ線グラフのほうがわかりやすいと思ひまして、下段で前年同月からのごみの増減率の変化を、縦軸に増減率、横軸には4月以降の各月をとりまして、折れ線グラフで示してございまして。

この下の折れ線グラフにございますように、4月から9月までを見ていただきますと、大阪市を含めまして各都市とも増減率はだいたいプラスマイナス5%の範囲という状況でございますけれども、他都市では10月以降もこの範囲内くらいなのに対しまして、大阪市では減少率が大きくなっている。大阪市は紙ごみ対策ということで新規施策をやっているんで、減っているのが当たり前といえば当たり前なんですけれども、そういった中でもかなり減量効果が上がっているということでございます。

このように、昨年10月から12月までの3箇月間のデータを見たところでは、他都市と比べましてごみ量の減がかなり大きくなってございますけれども、先ほど秋山委員のほうからございましたように、今年度のごみ処理量でございますけれども、今年度当初は25年度で107万トンのごみ処理量、去年112万トンから107万トンまで減量しようという目標を定めていたわけなんですけれども、このペースでいきましたら、107万トンは十分下回る、多分、105万トンくらいに減ってくるんじゃないかというふうに思っているんですけれども、107万トンは十分下回る数字になるだろうと考えております。

それから、この調子でいきましたら、27年度100万トン以下とする目標も達成できると考えているところでございます。

それから、こうした紙ごみ対策など新規施策によりまして、ごみの組成がどういうふうになっているのかとか、それから、市民の方々のごみ分別の行動や意識はどのように変化した

かといったことについても把握する必要があると考えておりまして、家庭系ごみの組成調査ですとか、市政モニターへのアンケート調査など行いまして、分析していきたいと考えているところでございます。

このうちの家庭系ごみの組成調査につきましては、既にサンプリングを11月に実施しておりまして、今、分析しているところでございます。市政モニターにつきましてもアンケート調査を今月下旬に行う予定でございまして、次回の審議会ではそのあたりの結果もお示しさせていただきますと考えております。

13 ページへ移っていただきまして、新規施策をもう一つ、「使用済小型家電のリサイクル」について説明させていただきます。昨年の4月に、使用済みの携帯電話ですとか、パソコン、デジカメなど、小型電子機器の適正処理とこれに含まれるレアメタル等の有用な金属の循環利用を目的といたしまして、「小型家電リサイクル法」という法律が施行されております。

この法律では、市町村はこうした機器などの分別回収に努めなければならないということを規定されておりまして、大阪市でも回収体制の整備が課題となっておりました。大阪市では、回収体制の整備に向けまして、環境省の支援策で実証事業というのがあるんですけれども、それに採択されたらいろいろな支援策が受けれるというものでございますが、その採択を受けることができまして、区役所ですとか、環境事業センターなど公共施設42箇所にこういった小型家電の回収ボックスを設置いたしまして、こうした機器などをお持ちいただいた市民の方に、ボックスに投入していただく拠点回収を昨年12月から実施しているところでございます。

この拠点回収の対象品目ですけれども、置いております回収ボックスの投入口が15cm×30cmでございまして、この投入口から入ります大きさで、電気や電池で動く使用済みの小型家電ということにしております。

1辺の長さが30cm以上の機器とか、例えば電子レンジなんか該当すると思うんですけれども、そういうものは小型家電リサイクル法の対象ではあるんですけれども、この法律では、市町村は法の対象品目から、回収品目を自由に決定できるとされておりまして、大阪市ではこういう30cm以上の機器については拠点回収の対象ではなくて、粗大ごみとして排出していただくことにしております。

それから、回収実績でございましてけれども、まだ12月1箇月分のデータしか出ておりませんが、だいたい2,600kg、2.6トンとなっております。他都市で既に取り組み中のところもあまり集まり具合がよくないようでして、実施前には、他都市の実績などを基に12月からの3

箇月間でだいたい1トン程度の回収を想定したんですけれども、1箇月で3箇月の目標の3倍近くということで、想定よりかなり多量になっているところでございます。

それからこの回収した機器の資源化でございますけれども、有用金属のリサイクルを行う事業者として国から認定を受けた事業者、「認定事業者」と呼んでおりますけれども、そちらが行うということにされておまして、本市でも回収しました機器は認定事業者に引き渡すということにしております。

次、14ページをお開きいただきたいと思います。先ほどの13ページまでは、100万トンの目標達成をめざしまして現在実施しております施策について説明してまいりましたけれども、ここからは更なるごみ減量をめざして検討を進めている施策について説明させていただきます。

先ほど、「一般廃棄物処理基本計画」について説明いたしまして、この計画で将来的なごみ処理目標としまして90万トンを定めているとご説明しましたけれども、この90万トン達成するには新たなごみ減量施策の検討が必要と考えておまして、分別排出の徹底によるごみ減量などを図った上での家庭系ごみの有料化ですとか、ごみ処理手数料の見直し等について検討を進めることにしております。

ごみ処理手数料につきましては、24年の4月に改定したことなどを先ほどご説明させていただきましたので、ここでは家庭系ごみの有料化について説明させていただきます。

まず、この有料化制度の概要でございますけれども、この14ページの枠内をご覧くださいのんですけれども、環境省が「有料化の手引き」というのを作っておまして、その中には有料化について、「市町村がごみ処理について手数料を徴収する行為」と定義しております。これは、普通ごみの処理などについて全額税負担で行っておりますような場合に、処理費用の一部を市民の方々に手数料というかたちで負担していただく、そういうことを意味しております。

それから、国の方針といたしましては、この廃棄物の法律に基づいて定めている基本方針の中で、ごみ処理について市民の方にコスト意識を持っていただきまして、ごみの排出抑制や排出量に応じた負担の公平化等を図ることなどを目的といたしまして、有料化を推進すべきとされているところでございます。

そして、手数料を課す仕組みでございますけれども、この環境省の「手引き」では、市町村が手数料を上乗せして販売しておりますごみ袋、「有料指定袋」と呼んでおりますけれども、その利用を条例で義務付けまして、排出量に応じて手数料を支払っていただく方式を中

心というふうにしております。

この方式は、市民の方から見ますと、例えば袋二つ分ごみを出す場合、二袋分の手数料、2枚分ですね、この手数料を支払っていただくということになりますけれども、ごみを減らして一袋で済んだ場合、袋1枚分の手数料で済むということになりますので、わかりやすいといったようなこともございまして、既に有料化を実施しております多くの市町村で採用されておまして、有料化を既に実施しております政令指定都市では、全てこの有料指定袋方式をとっております。

15 ページへ移っていただきまして、こちらで有料化の実施状況についてまとめております。

全国的な状況といたしまして、1,742市区町村中、1,083の自治体で既に実施しております、実施率は62%程度ということになっております。

それから、政令指定都市で見ますと、現在政令指定都市、20都市ございますけれども、このうち9都市で実施しております。最近では、千葉市が今月から実施しているところでございます。

大阪府下の状況ということで見ますと、43市町村中、18市町村で既に実施しております。このうち、11自治体は「有料指定袋方式」で実施しておりますけれども、7つの自治体については袋は指定しておりませんで、排出したごみ袋に有料の「シール」を貼ってもらう、「シール制」といいますけれども、そういうやり方をとっております。この「シール制」は、主に中小規模の自治体で採用されているところが多いようです。

16 ページへ移っていただきまして、こちらで手数料の設定金額ですとか、減量効果などをまとめております。まず、手数料の設定金額につきましては、可燃ごみの場合は指定袋の容量1Lあたり1円～2円程度に設定している市町村が多くなっております。

有料化を実施しております政令指定都市ですとか府下の市町村を見ますと、概ね1Lあたり1円となっております、近いところで京都市の例で見ますと、45Lの、普通、ご家庭で使う時の大きな袋ですが、45Lの大袋1枚が45円ということになっております。京都市の場合、この45Lの袋10枚1組でも販売しておりますので、実際の販売価格は10枚で450円ということになりますけれども、袋の容量1Lあたりに換算しますと1円となっております。

京都市の場合、この手数料の価格でごみ処理コスト、すなわちごみの収集と処理に要するコストの合計ですが、その15%をこの手数料でカバーできるということございまして、残る85%は税負担で処理している、そういうことになります。

それから、有料化によります減量効果でございますけれども、これは有料化の実施時期までに、どれだけの減量施策をその自治体が行っていたか、それから実施時期が、ごみが増加傾向にある時か、横ばいにある時かなど、そういった実施時期などにもよって、異なってきますので、単純な比較はできませんけれども、だいたい概ね 10%強の減量効果があると言われております。

政令指定都市では、平成 17 年 10 月に実施しました福岡市について、16 年度と 18 年度のごみ量を比べますと、18 年度のごみ量がだいたい 7%の減、平成 18 年 10 月に実施しました京都市について、17 年度と 19 年度のごみを見ますと、だいたい 18%の減となっております。

それから、有料化制度の課題としましては、環境省の「手引き」では、市民の理解と協力が不可欠でございます、検討段階から意見交換など行いまして結果を反映させることと、実施にあたっては市民への周知を図るなど、市民に十分な説明をすること、それから、ごみが不法投棄される懸念から、その対応を検討することなどが示されております。

そのほかにも、指定袋以外の袋でごみが排出されます懸念ですとか、可燃ごみ、資源ごみなどの区分で手数料の価格が異なる場合は価格の低い区分のごみにほかのごみが混入して排出される懸念がある、そういったことが課題として示されているところでございます。

17 ページに移っていただきまして、他都市の具体の事例ということで、先ほどの京都市の事例について紹介させていただきますと、この袋を京都市では市内の小売店、スーパー、コンビニなどで市が委託して販売してもらっている、そういう状況でございます。袋の種類なんですけれども、燃やすごみ用、資源ごみ用ということで二つに分かれておりまして、袋の容量によってさらにいくつかのタイプに分かれているということでございます。価格は、先ほど申しましたように、燃えるごみ用が袋の容量 1L あたりだいたい 1 円でございます、10 枚 1 組で販売、資源ごみ用の袋は燃えるごみ用の半分の価格でして 5 枚 1 組で販売されているということでございます。

それから、減量効果は、先ほど申したとおりでございます、収益の活用の件ですけれども、京都市の決算を見ますと、22 年度の指定袋の販売収入、19 億円あまりということになっておりまして、ここから袋の製造費ですとか販売委託費、だいたい 5 億 6 千万円ぐらいかかっているようなんですけれども、それを差し引いた 13 億 5 千万円程度が収益ということになっております。

環境省の「有料化の手引き」では、この徴収された手数料は有料化制度の運営経費のほか、ごみ減量に係る啓発などの使途が望ましいとしておりまして、京都でもこうした収益を制度

の運営経費にあてておりますほか、収益の多くの部分は市民環境ファンド、基金を作っておられるんですけども、そちらに組み入れまして、その収益を財源に、最下段にございますように、ごみの減量・リサイクル事業、まちの美化事業、地球温暖化対策事業などに活用しているところでございます。こういったことが、他都市の状況でございます。

以上、家庭系ごみ有料化制度の概要ですとか、京都市の事例などについて説明してまいりましたけれども、大阪市といたしましては、大阪市のごみの減量の進捗も見ながら、また、他都市の状況などについて今後も情報収集を行いながら、この制度についても引き続き検討していきたいと考えているところでございます。

資料につきましての説明は、以上でございます。

#### ○貫上会長

はい、どうもありがとうございました。

それでは、後半のほう、かなり紙ごみ収集ということで効果が出てるといふご報告もふまえて、ご質問等あるかと思いますが、どこからでも結構です。

#### ○北井委員

基本的なことなんですけれども、全国的な動向から見ると紙類の収集については行政回収から民間の収集に移すっていうのは流れだと思っただけですね。東京なんか、23区では荒川区とか中野区みたいに、今まで行政回収をやっていたのを全部集団回収に移すというような、どこでも出てきてます。その中で大阪市がいわゆる時代に逆行するような行政の回収を始めたというのがどうなのかなあというところを、基本的なところでちょっとまたお聞きしたいんですけども。

大阪市では集団回収に対する支援というのはずっとやってきてまして、3、4年前からは集団回収についても、より取り組みやすいようにということで、戸別回収方式の集団回収というのを進めるようになりましたよね。その具体的な検証というのが、あんまりまだ無いままというか、そういう時間を取らないままに行政回収を始めたというのがちょっと問題なのかなという気がしますし。

それと、私もちょっと関わっているんですけども、大阪ごみ減量推進会議というのがありまして、そこで昨年度ですかね、新しい公共事業、助成によるモデル事業というのを利用しまして、大阪市内でエコステーションという取り組みをいくつかやったんですよ。商店街の公園とか、企業の駐車場とかそういうところをお借りしまして、月に何回かエコステーションということで、資源物を集める。そのような取り組みもしてきて、そういうような、どう

広まっていくのかというあたりの検証がないままに行政回収を始めるといのはどうなのかなあというのが、私の思いなんですよね。

その辺について、見解をお聞きしたいというのと、あと、大阪市さんのほう、私が直接聞いた話では、いずれはやはり民間ベースで古紙は全部集まるのが望ましいというふうにはおっしゃってたんで、将来的にまた行政回収をやめて民間回収にゆだねるという方向を考えてるのかどうか、この辺も含めて、お聞きしたいと思います。

それと、もう一つだけなんですけども、有料化の話なんですけどね。私自身もどっちかという有料化はある程度効果があるというふうには思ってるんですけども、反対論もまだまだ根強いと思うんですよね。その反対論の主な論点というのは、例えば、二つだけあげるとすると、一つは地方自治法違反だということですよ。手数料の解釈。もう一つは、税金の二重取りになるんじゃないかというところですよ。この二つについて、大阪市としてはどういうふうに整理しているのか。その辺をお聞きします。

#### ○宮崎家庭ごみ減量課長

家庭ごみ減量課長の宮崎でございます。紙ごみのことに関しお答えさせていただきます。

北井委員、おっしゃるとおり、私ども、もともとは平成3年ごろから集団回収を支援するというので、当初は用具貸付の制度を実施してまいりましたが、平成11年には、今に近い、支援金とか支援品をお支払いする制度に変更いたしまして、活性化を図ってきたわけでございます。ただ、その活性化の中で、なかなか集団回収の取り組みが進んでいかないといった現状がございました。そういうところ、平成21年度からは、その世話役の方々、集団回収の世話をさせていただく方が高齢化するとか、子どもさんがだんだんいなくなっていくといったこともございまして、皆さんで回収するのではなく、地域で取組みを決められればそれぞれの各戸、各家の前へ出していただきますと収集業者のほうで回収する制度も、各戸回収方式といったところを取り入れてまいったわけなんですございます。

その中で、集団回収を取り組まれる団体というのは、確かに増えたわけでございますが、ただ、回収量につきましては20年度から横ばい、まあ、微増というんですか、横ばい状態が続いてまいりました。そうした中で、やはり私ども大阪市の一般廃棄物処理基本計画の中でめざす目標といったところがございまして、なかなか伸びないけども、やはり処理するごみ量を減らしていかなあかんといったところで、今回、古紙と衣類の分別収集、行政回収といったものに踏み切ってきたわけでございます。

ただ、私ども、行政回収にはコストがかかってまいりますので、やはりコミュニティで回

収をしていきたいといった思いも持っています。やはり、他都市が今では行政回収から集団回収へ切り替えていかれているといったところもお聞きしておりますので、そういったところも、研究、検討しながら、よりよい方向をめざしたいというふうには考えております。そういったところでございます。

#### ○貫上会長

すいません、ちょっと有料化の話は、また後半のほうとして、少し内容を切り分けたほうがいいのかというふうには思っております、あとでまた、北井委員のご質問は後ほどやりたいと思います。

まずは、紙ごみの対策等々については、ほかにも何かご質問があるんじゃないかと思うんですけどね。後ほど、後半のほうでは有料化の話は取り上げるとしまして、まず紙ごみのほうの対策等、あるいはその結果、途中ということであるかもしれませんが、それについてのご質問にちょっと集約させていただいてお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○田村委員

8ページの表なんですけども、6区で実施していた時の計画量に対する収集量の割合が25%ぐらいだったのに対して、全区で実施するようになった時に、計画量に対する割合が上がってますよね。これが、この計画量をだいたいどういうふうにして見積もったのかと、この全区で実施した時にこの割合が上がったのをどう分析するのかを、ちょっとおうかがいしたいんですけども。

#### ○宮崎家庭ごみ減量課長

計画量自体は、この平成25年2月から今現在、25年度の算出方法につきましては、22年度の組成分析の結果の資源化可能な紙類の約60%を回収しようというものでございまして、そこは変わってないんですけども、やはり10月からは分別の徹底ということに取り組んでおります。

それまでは普通ごみに対して一部資源ごみが入っていると、容器包装プラスチックごみが入っていた場合、残置といったこととか、市民の皆さんに対する啓発といったことをやっていなかったわけでございます。資源ごみの中に普通ごみが混ざっていると、容器包装プラスチックの中に混ざっていた場合は残置をさせていただいて、市民の皆さんに啓発をさせていただいていたんですけども、普通ごみの収集日に、普通ごみの中にそういった資源化可能物が入っている場合は、9月までは収集していたわけです。この、古紙衣類の先行実施をいたしました6行政区においても、残置措置はいっさいしておりません。

10月からは、大阪市でも初めて普通ごみを残すといった対策に踏み切ったわけでございまして、その説明会ですね、各町会様とか、そういったところでやらせていただいた説明会も功を奏したというふうには思っております。そういうことがあって、市民の皆さんにたいへん協力をいただいているといったところで、分別が徹底されてきたのかなと。

後のページで、普通ごみ量がかなり減っているわけでございますが、本来そこまでいくともっと紙ごみが集まってなあかんということになるんですけども、その辺がちょっと分析が、あるいは持ち去りがあるのかどうかといったところも含めて、最終的には分析できておりませんが、やはり市民の皆さんのご協力によって、古紙の回収量も上がったということと、同時に資源ごみも、容器包装プラスチックごみの回収量も伸びましたので、そういったところでやはり分別の徹底といったお願いが市民の皆さんに行き届いているのかなというふうには思っております。

○貫上会長

よろしいですか。ちなみに、この8ページ目の表なんですけども、私、聞き逃したのかもしれませんが、この表では古紙等、衣類も両方の集計をされてますけど、一番下の計画量というものは、これは両方合算した計画量に対する収集量ということでしたっけ。

○宮崎家庭ごみ減量課長

古紙、衣類と両方ですね。

○貫上会長

両方ということですね。で、実際の合計値を見ると、やっぱり紙のほうが、かなり古紙のほうが多いということなので、実際に今、宮崎課長がおっしゃられたように、紙ごみの対策をやって、衣類のほうも上がったのかどうかという話がこれ、合算値でやってるんでわからないので、そここのところを、また分けたかたちで数字を出してもらおうとわかりやすいかなという気がしました。

それはあれですかね、10とか11のページで見ればいいんでしょうかね。そうでもないでしょうかね。これは、違いますね。

○宮崎家庭ごみ減量課長

違いますね。

○貫上会長

はい。ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○上原委員

すいません、ちょっと初めての参加で何を言っているかわからないんですけども、13 ページの小型家電のリサイクルの件で、この回収方法が昨年の12月からということですので、まだ回収ボックスなんかはどこに設置されているのかということのも、乾電池とかでしたらスーパーのサッカー台とかに置いていたりするのは見かけるんですけども、ちょっと、まだまだなかなか見かけていないんです。回収拠点が区役所とか環境事業センターとかになっているんですけども、やっぱり重たい物とか、これから高齢者の方もたくさんいらっしゃいますし、そこまで持っていくというのがなかなか大変というので、反対に、家電量販店のほうに回収していただけるというような働きかけとかいうことはないんでしょうか。

○貫上会長

はい、いかがでしょうか。

○宮崎家庭ごみ減量課長

回収ボックスの置き方でございますが、使用済小型家電の中にはパソコンとか携帯電話といった個人情報がたくさん含まれているものがございまして、出していただく時には消去をお願いしているんですけども、そのまま出されてしまい、やはり私たち職員の目のあるところで回収をしないと、言っておられるように量販店であれば本当に便利なんですけども、そういったところで盗まれたりして、個人情報が流出するのは大変危険な状態になります。

今回まず区役所と環境事業センターに回収ボックスを設置しておりますが、今後の推移を見ながら、いろいろと考えていきたいと思っておりますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

○貫上会長

事前にお話をうかがったら、その回収ボックスというのは、かなり・・・。

○馬越企画課長

あの、ちょっとよろしいですか。先ほどの上原委員の回答にちょっと補足しまして、家電量販店での回収ということで、おっしゃられてますとおり、買い替えの時とかが一番回収が進むだろうということで、大阪市としましても国とかには要望はしてるんです。ただ、実際、家電量販店とかで手を挙げていただいているところはまだないという段階でございまして、引き続き要望などはやっていきたいと考えております。

○貫上会長

はい。それで、先ほどちょっと言いかけたんですけども、回収ボックスというのは非常に、普通の単なる箱ではなくて、かなりセキュリティがしっかりしたものだそうできて、結構費

用がかかるものなんだそうです。というのは、私もものを見たことがないのでなんとも言い辛いんですけども、なので、この数をもちろん増やしたほうがいいのは重々よくわかってることなんですけど、費用のほうも結構かかるということだそうなんです。また、これにつきましても、またかなり予定以上にたくさん集められてるということで、一部ではそういう出していただく需要がありながら、まだまだ一般の方々に周知してもらわないといけないのかなということもありますので、その辺についてはまたご検討いただいたらなと思います。よろしいでしょうか。

#### ○秋山委員

先ほどの分別の話なんですけど、私、チェーンストア協会というか、総合スーパーが集まっている団体から出席しているんですけど、お願いなんですけども、さっきからいろんな啓蒙活動をされて、市民さん、意識高まっていると思うんですけども、実際には我々商業施設のごみ箱に、かなり家庭ごみと思われるものが増えつつあるというの、片一方で実態であります。少し以前に、家電リサイクルの時には、駐車場にやはりテレビとか、エアコンとかいうのを放置して、というの結構あったんで、まあ最近そうでもないですけど、最近やはりそういう普通のごみ箱ですね、そっちのほうに家庭ごみらしきものが増えつつありますので、更なる啓蒙というの逆にもお願いしたいなと思っています。よろしくお願ひします。

#### ○貫上会長

はい。どうぞ。

#### ○松本委員

ちょっと今まで出た点とかなり重複するんですけども、12 ページですね、月別のごみ量とかそういったいろんなところで紙ごみの受け入れの量が減ったと。ただ、まあ、これ見ると、目標に対する達成率的なところは確かによくわかるんですけども、秋山委員とか、それから吉永委員が最初おっしゃったようなことと関連なんですけれども、トータルでほんとうにごみの量が減ってるのかどうかということが、やっぱりこのグラフを見ても正直わからないので、むしろ問題点がはっきりするようなかたちで、やっぱりそういうふうに収集量ベースというのは、もちろんこれは目標の達成率という点では必要だと思いますけれども、それ以外の部分ですね。例えば、お店のほうに出されたごみの量とか、そういったものも含めたグラフみたいなものもあったほうが、現実にはどういう理由で収集量が変動してるのかということが分析しやすいんじゃないかというふうに思いますので、やっぱり、ちょっとわかりにくいのかなと。

で、やっぱり、収集量でいくと、正直申し上げてデータの連続性が失われると。もしこれがアカデミックな世界であれば、定義が変わったものがつながっていて、かえって問題がわかりにくいという気がしますので、ちょっとしつこいですがけれども、全体が見えるような私たちのグラフも作っていただけたらというふうに思います。

#### ○貫上会長

おっしゃることは、よくわかるんですけど、けっこうごみというのは、月によってかなり収集量が変わりますので、なかなか、従来の変動とあわせて書けばわかっていたかきやすいのかもしれないけどね。前年度比ということでやったほうがわかりやすいんじゃないかということで、データをまとめていただいたということだと。

#### ○松本委員

ただ、すみません。なぜこういうふうに申し上げるかという、他都市のほうももしかすると、例えば、古紙の受け入れをどっかの段階でやめたと、そういうものがどのタイミングでこのグラフに反映されるかで、何か大阪がうまくいっているかのように見える時もあれば、ほかの都市がうまくいっているかのように見える時もあって、それがちょっとこう、恣意的に見えてしまうので、あらぬ疑いをかけられぬようにするために、ちょっとやっぱり、連続性というのはやっぱり大事にされたほうがいいのかというふうに思います。

#### ○貫上会長

はい。またお示しいただく方法については、またもう少しご検討いただけたらと。連続性云々の話ですね。特に、9月から10月の線を引くのはどうかという話が多分出たのかなと思います。

#### ○吉田委員

15 ページですけれども、大阪府下の状況、現在、有料化をされているようです。それと政令指定都市も云々と書いていますけれども、ここで、現在どういう状態で、いろいろな良い意味でのやり方で、良いことばかりなののでしょうか。それとも、不便さというのがないのでしょうか。といいますのは、先ほどチェーン店の方がおっしゃったように、今、パッケージを全部入り口のところに返すというかたちで、主婦の方はこぞってされております。その中に、生ごみとかいろいろなものが入っているのだろうなという気がします。

あまり、この有料化を進めることについては、私たちはここに参加して分かっていますが、全体的な周知はどこまでされているのか、全てにおいて有料化というのは、このあとの結果のところ、17 ページに、ごみ減量・リサイクルにお金が、まちの美化に何々という支出が載

っていますが、これも実際どういうかたちで活用されているかというのも見えてきません。大阪という街はすごく難しいところですので、その辺、あまりにも全てを早く、拙速にしすぎではないかなと思います。

もう少しいろいろなかたちで、広報なり説明をしないと、私たちの場合は、毎回言っておりますが、マンションの場合にはちょっとこの辺がしづらい部分があるのではないかなと思います。戸建の場合は、お家の前へ出されて、目に見えますが、マンションはごみステーションなどいろいろありますので、こういうふうなことが現実には活かされるかなという懸念があります。いかがでしょうか。

#### ○貫上会長

はい。今、また、有料化の話についてご質問いただきました。私が認識しているのは、有料化をすぐに大阪市で取り入れるというようなご提案ではなくて、いろいろな状況ですね、利点もあり、欠点もいろいろ比較されて、それがかついろいろと審議していただいた上で、有料化するか否かを定められるというふうに……。

#### ○馬越企画課長

すいません、検討課題ということですね。今の計画に、更なる減量をめざした施策ということで検討するという位置づけをしております、この間、審議会でも有料化というのはご紹介させていただいておりますので、ちょっと今回、どういうふうな制度かということで、説明させていただいた状況でございます。まだまだ検討課題多々あるということで、吉田委員から今ございましたような問題点、これからも他都市、府下でもおっしゃられてましたように、いろんな問題点あると思いますので、そういう点については、私どももいろいろそういう情報を増やしていきまして、また検討を引き続き進めていきたいというふうに考えているところでございます。

#### ○貫上会長

はい。有料化、これで終わったわけではもちろんなくて、先ほど申し上げましたように、今年度からとられた紙ごみの対策、それから、小型家電の対策等についてのデータを前半のほうでお示しいただいていて、まだこれも、今年度の途中からこういう新しい施策をやっていることがありますので、この辺、かつ、これからきちんとその辺の効果というものを検証していただかないといけないんですけども、思った以上に、数字上ですが、収集、一般のごみのほうは減ってきているというのが10ページとか、11、12ページあたりの表であるとか、グラフから出てきているということになっています。

この辺についても、ほんとにこれが、途中、宮崎課長だったのでしょうか、紙ごみの収集量から比較すると、それ以上に減っているんで、その辺のところの検証っていうのを、どこがどうなったからということが、少し明らかにしていただいて、場合によっては秋山委員が心配されましたように、そういう流通業のほうに、本当は入ってはいけないごみとしていってしまっているということじゃないかとか、その辺のところも、これから少しそういうことをやって、考えていただいているかもしれませんが、今後、そういうことを、今回の効果、本当にこれでうまくいっているのかと。ごみはうまく数字的にもちゃんとバランスするようなかたちで、いい方向にいっているのかどうかって判断を、まずしていただかないと。これは、すみません、あまり言うのがダメかもしれませんが、多分それがまず一段だろうなと思っているんですね。

その上で、新しい施策、2025年でしたかね、年間90万トンの将来的な目標へ向けてという、その対策として、さあ、どうするべきかという話の二段構えで少なくともやらないといけないんだらうなと思っています。

なので、ちょっと、途中で申しあげましたように、現在やってる紙ごみの対策、それから小型家電の対策等々についての評価を、先走って言いましたけれども、ちゃんとやって、評価していただいて、いいか悪いか、それに対する改善策はないのかどうかということをやっていた上で、それで更に90万トンに向けての対策として、可能性としてはこのような有料化という話が一つとしてあるだろうというかたちで、提案されているというご理解でお願いしたいなと思っています。

ほか、時刻が3時になりましたようですが。はい、お願いします。

#### ○吉永委員

すいません。ちょっと前のところへ戻って、4ページのところに「3Rの推進」という項目ですが、3Rっていうと、リデュース・リユースというのが多分一番頭にきて、リサイクルというのが多分最後にくる項目だと思うんですね。

で、今回大阪市さんが提案されてる紙の分別にしろ、いろんな年度ごとにペットボトルだとか云々というのは、どちらかというリサイクルに重きを置いて減らしてくるということで、最初のリデュース・リユースというところの対策というのがよく見えないんですけども、その辺はどういうふうな動きになってるんですか。

#### ○馬越企画課長

吉永委員のおっしゃるとおり、大阪市として施策的には二つ、2R、リデュース・リユース

スですね、そちらを重点を置いた施策ということでやっております。

リデュースのほうにつきましては、教育とか啓発とか、そういうふうなところによるのが大きいと思うんですけども、ごみ減量の教育とか、いろんな場面場面で取り入れましたり、小学校なんかでしたら「おおさか環境科」というような副読本とかも作りまして、学校の学習の中などでも、ごみ減量などについて学んでいただくような機会を設けまして、リデュースとかの重要性というようなことはもちろん、教育とか啓発とかをやっております。

それから、リユースのほうにつきましても、環境事業センターのほうで、マタニティウェアの引取・無料提供とか、できるだけいろんなことはやっております、施策的に、リデュース・リユースよりもリサイクルを重視しているということではございません。

○吉永委員

ありがとうございます。

○貫上会長

はい。ほか、有料化の話はあとのほうにしまして、ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、ではどうぞ。

○松本委員

今まで出てこなかった 1 点だけ、ちょっとおうかがいで、別にこれからの検討課題でもかまわないんですけども、廃棄物のボリュームの中で一番大きかったのが古紙類とかでしたけれども、その次が厨芥類ですかね、厨房から出るようなものなんだと思いますけれども、こういうものに関しては今のところはとりあえず検討していないという感じでしょうか。

○馬越企画課長

厨芥類につきましては、生ごみ関係の、いろんな過去に取り組んだことがあるんですけども、やっぱり大阪市のように狭いところにいっぱい住居とか集まっているところは、厨芥類の例えば堆肥化とか、そういうふうなものに家庭で取り組むと臭気の問題とか、できた堆肥とかをどこで使うのかとか、いろんな問題点もあつたりしまして、ちょっと実際にこの大阪市のような、狭隘な、狭いところに多くの方が住んでいる、そういうところで実際やっていくのは、なかなか難しいのかなというふうに考えておまして、現在のような減量施策でやっております。

○貫上会長

はい。時間もあれですが、ほか、よろしいでしょうか。

○北井委員

細かいことなんですけれども、9 ページの3 の (2) ってありますね。「本市施設における資源回収コンテナの設置」って。これは大阪市さんが設置してるんですか。ちょっと、私の聞いた話では、これは、一廃協さんが大阪市にことわってコンテナを置かしてもらっているんだってというような話もきいたことあるんですけれども。

○縣一般廃棄物指導課長

はい。一般廃棄物指導課長の縣でございます。実は、この大阪市の焼却工場の資源回収のコンテナの設置の件なんですけれども、いわゆる紙類というのは、一つの事業所でたくさんの紙類がたまりましたら、再生資源事業者の方が事業所まで取りに来ていただいて、持って帰っていただけるということで非常にリサイクルが進みやすいんですけども、少量しか出ない、あるいは置く場所がないとかいうようなケースについては、なかなか回収までしていただけないというケースがございます。そういったことの対応といたしまして、いわゆる少量排出事業者への対応という施策を考えておりまして、そうした中の一つで、許可業者の皆さんがいわゆる事業者のごみをとった時に、一緒にダンボールとかを出していただいたら、一緒にパッカーには積まないんですけど、ちょっと横に積んでいただくことによって、焼却工場に搬入した時に、別途コンテナ置きまして、そちらのコンテナの中に紙を入れてもらうことによってリサイクルを促進していこうということで、大阪市としてこういったコンテナを置いているところです。

ただ、実施にあたりましては、大阪市自ら置くという方法もあったんですけども、たまたま、許可業者の皆さんの団体の一般廃棄物適正処理協会のほうから、こういった趣旨と同じようなことでコンテナを置きたいというお申し出がありましたので、実際には許可業者さんの団体にこれを置いていただきリサイクルにまわしていただいて、あと別途私どものほうにご報告をいただくと、そういうやり方をさせていただいておるところでございます。

○北井委員

わかりました。

○貫上会長

よろしいでしょうか。そしたら、もう時間も結構あれなので、有料化のほう、残りやらせていただきますけれども、まず最初に、北井委員のほうからお話がありました件、有料化ですね、いろいろ単にごみ減量のほうには効果がありそうだけでも、一般の市民の方に対する説明とか、いろんな意味で不便さ等も出てくるのかもしれませんが、そののところも含めてどういうふうなご意見かというようなご質問だったかと思うんですけれども、それでよろし

かったでしょうかね。

○北井委員

そうですね、その、反対論の二つの論点について、どういう見解かなということですね。

○馬越企画課長

北井委員、おっしゃられていましたように、有料化を実施しようとするところでは、必ず、手数料徴収というのが地方自治法違反ではないのかとか、税の二重取りではないのかとか、必ず起きているようですね。

ここで北井委員のご意見に、私のほうから補足させていただきますと、地方自治法で、地方自治体の事務で特定の者のためにする事務について手数料を徴収できるという規定がございまして、有料化をしている自治体はこの規定を根拠に、手数料を取りまして有料化をやっているんですけども、裁判になっている、住民のほうから訴えがございまして、条例化、有料化条例では無効ではないかというような訴えが起きている事例もございまして。

神奈川県藤沢市なんかでもそういうふうな訴訟が起きているようなんですけども、これ結局、最高裁までいきまして、手数料の徴収は違法ではないという判断でして、結局、住民側の無効だという訴えが棄却されているわけなんです。しかし、有料化をしているところは先ほど申しましたように、必ずこの問題が起きております。こういうふうな点について、私どももまだまだその辺、見解整理できておりませんでして、引き続き、情報収集なり、見解をまとめたりというようなことで、引き続きいろいろやっていきたいと考えております。

有料化につきましては、先ほど貫上会長のほうからもございましたように、検討課題ということで、こういう点について、他都市はこういう状況で、大阪市としても情報収集とかやっていく、それから、引き続き、もちろん先ほどご議論いただきましたような、大阪市としましてのごみの減量の進捗というのも十分見ながら、どういうふうなタイミングで、この審議会でも検討いただくか、その辺は十分慎重に議論しまして、また検討をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○松本委員

ちょっとここに来る前に、公表されてるのは地裁判決だけですので、地裁判決だけ確認してきたんですけども、あともう1点、地裁判決がどういう評価を学者からされているかということも確認をしてたんですけども、はっきり申し上げて、非常に評判が悪い判決で、やはり裁判所の判断としては、おそらく地方自治法の227条、先ほど紹介いただきましたけれども、そこの関係で、ちょっと無理があるのではないかと。それから、あと、廃棄物処

理法が、確か平成11年ですかね、改正されて、そこまでは別に有料化しても問題はなかったのが、そこが削除されたというふうなことがありますて、ちょっと、評判が正直よろしくないと。ただ、先ほど馬越課長からご紹介がありましたように、判決としては最高裁までいつて確定はしているというところです。

#### ○貫上会長

はい。ありがとうございます。ということで、なかなか議論なり、検討を進めていかないといけないことかなと思いますが、ほかはいかがでしょうか。

そうしたら、有料化の話以外に、全体を通じてなんですけれども、前半のところ、5 ページ目までの基本計画の内容、概要あたりも含めた資料全体の内容につきまして、何かご質問等よろしいでしょうか。

先ほどもちょっと途中で申し上げましたように、新しく今年度から紙ごみと、特に紙ごみの対策をされて、あるいは残置するというのも徹底されてきてるということもありますので、その効果をぜひとも、どういうごみがどこにいつてるのか、先ほどチェーン店の秋山委員のことも含めて、実態なんかをうまく把握していただくようなかたちを、とことんやっていた上で、またこの委員会等々でその報告をいただけたらなと思います。

その上で、平成37年でしたか、将来的なものをというものについて、また対策していかないといけないんでしょうけども、まず目先の平成27年ですか、100万トンという見通し、現状としてはこのままいくと100万トンを切りそうだとお話が、確か馬越課長のところであったと思いますけども。とはいえ、その中身ですね、ほんとにそれでいいかどうか。技術的な話でいきますと、大阪市さんは基本的には収集したごみのカロリーは高いというふうに聞いてはいるんですけども、プラスチック系のごみがリサイクルにまわって、カロリーの高い紙ごみもまわっていつて、減量化はするんでしょうけども、収集ごみ自身の発熱量というのが減ってくると、うまくいくのかなと。ごみ焼却工場のほうで、そういうの、ごみだけで自電するようなことも難しくなってくるのかなというように、ランニングコストのお話もかかわってくるのかなと思いますので、全体的なことも考えて、状況を見ていただかないといけないのかなと思っています。その辺のところも踏まえて、制度の対策の効果というものも、また明らかにしていただけたらなと思います。

ほか、委員の方々はいかがでしょう。

#### ○北井委員

すいません、もう1点だけいいですか。

○貫上会長

はい、どうぞ。

○北井委員

古紙の行政回収についての話で、もう 1 点だけお聞きしたいんですけども、行政回収というのは直営でやっていますよね。基本方針のところでも 4 ページ、5 ページ、基本方針 2 で「市民・事業者との連携の推進」って書いてますし、基本方針 3 では「民間化・広域化の推進」というのを掲げているにもかかわらず、委託しないで直営でやっているとというのは、この方針に反するんじゃないかというふうにも思えるんですが、その辺についてはどういうふうな判断されたのか。それと、コストの軽減という面から、今後の委託というところを検討しないのかというあたりも含めて、お聞きしたいんですけども。

○宮崎家庭ごみ減量課長

はい。もともと、古紙・衣類の分別収集の開始にあたりましては、当然民間委託といったところに視点を置いて作業を進めてきたんですけども、いかんせん、私ども、作業に技能職員を抱えている状況でございまして、そうなってきますと余剰を抱えたまま民間委託をするとなりますと、やはりそこに二重にお金がかかってしまうといったところでもございまして、現在のところ、私どもの人員をあててやらせていただいているところでございます。

この先、経営形態のこともございまして、このまま直営が進んでいく中では退職者の不補充というのはずっと続いていくわけでもございまして、その辺の進捗を見ながら、やはり事業の民間化、委託化ということも視野に入れて、進めていきたいというふうには思っております。

○貫上会長

はい、ありがとうございます。ほか、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、この議題につきましては、これにて終わらせていただきたいと思いますが、ほか、何か委員の皆様から特に議題等々ございませぬでしょうか。

よろしいでしょうか。はい、それでは本日の審議会、以上ですけれども、事務局のほうから何かございませぬでしょうか。

○森井企画課長代理

事務局からは、特にございませぬ。

○貫上会長

はい。わかりました。

そうしましたら、本日の審議会、いろいろと不慣れなところがあって、うまく皆さんのご意見が出せたかどうか、ちょっと不安なところございますけれども、一応、今回の審議会はこれにて終わらせていただきます。皆さん、どうもありがとうございました。

○森井企画課長代理

本日は委員の皆様、お忙しいところご出席いただきありがとうございました。

次回審議会の開催日程でございますけれども、会長とご相談させていただきまして、改めてご連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日はこれで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉会 午後3時17分